

新型コロナワクチン集団接種の 「地震」「風水害」等、緊急時の判断基準について

「地震」や「風水害」等が発生した場合の新型コロナワクチン集団接種の実施判断基準は以下のとおりとなります。緊急時の集団接種実施の判断結果については、**市公式ウェブサイト、メール配信サービス及び市公式ラインでお知らせいたします。**なお、判断基準に関わらず、その他災害の規模等に応じ、別途実施及び中止の判断をすることがありますので、ご留意ください。

★判断基準★(集団接種の開始時刻…午前9時または午後1時)

(1)市内で震度5弱以上の地震が発生した場合

- ①集団接種開始時刻の3時間より前に発生…………… 被災状況により判断
- ②集団接種開始時刻の3時間以内または開始後に発生… 原則中止

(2)南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合

- ①集団接種開始時刻の3時間より前に解除…………… 原則実施
- ②集団接種開始時刻の3時間前の時点で発表中…………… 原則中止
- ③集団接種開始後に発表…………… 発表時点で原則中止

(3)暴風警報が発表された場合

- ①集団接種開始時刻の3時間より前に解除…………… 原則実施
- ②集団接種開始時刻の3時間前の時点で発表中…………… 原則中止
- ③集団接種開始後に発表…………… 発表時点で原則中止

(4)台風の接近が想定される場合

- ①集団接種開始時刻の24時間前の時点で、台風の接近に伴う大雨警報、洪水警報または大雨特別警報が発表されたとき、または発表が予想される場合は、(3)に関わらず中止とする。
- ②集団接種開始時刻の24時間前の時点で台風の24時間後の進路において、愛知県西部が暴風警報域に入ると予想された場合は、(3)に関わらず中止とする。

※暴風警戒域: 台風の中心が予報円内に進んだ場合に暴風域に入るおそれがある範囲

(5)警戒レベル3高齢者等避難以上が発令された場合…(3)に準ずる。

(6)その他 上記(1)～(5)に関わらず、気象等の状況により接種を中止することがあります。

問合せ先 健康推進課 ☎443・0005 FAX443・5461

海外渡航のために必要な方へ

「新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書」を発行しています

海外渡航に必要な方のために、新型コロナワクチンの接種記録(ワクチンの種類、接種年月日など)と接種者に関する事項(旅券番号、氏名、生年月日など)が記載された「新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書」を発行しています。

詳しくは市公式ウェブサイト(<https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/health/1007091/1007506.html>)またはQRコードでご確認ください。

問合せ先 健康推進課 ☎443・0005 FAX443・5461

